ふくしTIMES
http://www.knsyk.jp
vol. 743
2013. 10
福祉タイムズ
編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
ともしび運動

〈撮影・菊地信夫〉

想いがつながる場を目指して

地域の人たちが買い物帰りにおしゃべりをしたり、子どもたちが放課後に宿題をしたり、誘い合わせて集まったり…。誰もが自由に立ち寄ることのできる拠点づくりに向け、(福)常成福祉会は地域交流室「みんなのサロンなつめ」を開設した。担当職員の伊藤雅子さん(中央)は、「ここは私にとって、社会福祉法人が築いてきたネットワークや、法人の障害福祉施設職員だった経験を生かして、地域に貢献できると気づかせてくれた場所。想いや気づきのつながり合う場にしていきたい」と語る。 【関連記事12面】

contents

02 **特集** 福祉現場の声を制度・施策へ
04 **NEWS & TOPICS**
・子どもに明るい未来を 心のたすきをつなごう
・あたたかい家庭を子どもたちに(里親月間)
・第67回赤い羽根共同募金運動スタート
06 **私のおすすめ**
みんなでわいわい囲もう!手軽に作れる行楽弁当
07 **福祉最前線** 救護施設 平塚ふじみ園
08 **連載** 「社会的孤立」とは何か(第1回)
10 **県社協のひろば**
平成25年度事業評価(平成24年度実施事業)
外部評価の公表
12 **かながわHot情報**
地域交流室「みんなのサロンなつめ」(秦野市)

特集

福祉現場の声を制度・施策へ

―「平成25年度 社会福祉制度・施策に関する提言」を取りまとめました

本会では、社会福祉制度や施策に対し福祉現場の声を反映させていこうと、本会会員組織を通じた課題把握調査を行い、本県の社会福祉関係者等で構成される政策提言委員会（以下、「委員会」）での協議を踏まえ、県・市町村・国等に対する「社会福祉制度・施策に関する提言」としてまとめました。
今回の特集では、委員会の取り組み経過と、本年度提言集についてお伝えします。

本会の目指す 提言活動の視点を踏まえて

平成23年度より開始した本会の政策提言活動ですが、3回目となる本年度においても、これまでの取り組みを基礎にしつつ、本会会員の社会福祉施設経営法人・社会福祉施設・民生委員児童委員・保護司・市町村社協・福祉関連団体の声を改めて聞き取りまとめました。その結果、提言項目【左ページ】のうち、前年度に継続する内容が全体の半数以上を占めることが分かりました。制度化された福祉サービスのさらなる充実や柔軟な運用、それを維持していくための安定した福祉人材や財源の確保、身近な地域のネットワークづくりなど、腰を据えた取り組みを求める内容が多く挙げられています。

調査結果を踏まえ、委員会では、「単に提言内容を整理するだけでなく、これまで提言活動に取り組んできた3年間を中心とする法制度の動き、本会会員や本会の取り組み経過が具体的に見えるよう、提言集の組み立てを再度検討する必要がある」「福祉現場に立つ当事者・関係者が伝えていかなくては社会に伝わりづらい課題があり、新規要素の有無にかかわらず、提言活動を継続していくことが必要ではないか」等の意見が交わされました。

さまざまな社会福祉関係者の協議会組織として、専門分野・種別を超えた相互理解や、社会全体への福祉課題の共有に向けて、各提言項目の背景にある本県の実情を分かりやすく伝えること。また、法制度の充実はもちろん、制度単体だけではなく、一人ひとりの地域の暮らしに合わせた連携や協働を考えていく視点を発信すること。身近な地域の生活ニーズに近い場所にいる福祉関係者の気づきと主体的な取り組みの延長線上に、制度・施策の充実があるということ。そうした本会が大切にしてきた提言活動の視点を確認しながら、委員会の協議は進みました。

提言集の構成と 平成25年度重点提言

委員会での議論のもとで、本会の各部会・協議会・連絡会から挙げられた提言項目を、次の3部構成に整理しました。【右下】

◆**「第1部 緊急・重点提言」**
公私協働で解決すべき緊急性の高い福祉課題であり、行政に向けた提言にとどめず、本会会員や本会においても主体となり、課題解決に向け協働して取り組むべき項目

◆**「第2部 政策提言」**
本会事業や会員相互に共通性の高い福祉課題についての項目

◆**「第3部 部会・協議会・連絡会からの提言」**
第1・2部の整理の背景となった本会会員からの提言項目（全76項目）

『社会福祉制度・施策に関する提言』提言項目

第1部　緊急・重点提言
- 緊急1　社会福祉分野への財源の確保
- 重点1　地域差・制度の狭間のないセーフティネットの構築
- 重点2　身近な地域のネットワークによる地域福祉の推進

第2部　政策提言
- 政策1　多様な課題を抱える方への安定した生活基盤の確保
- 政策2　福祉サービスの質の向上に向けた人材の確保・定着・育成・評価活動の推進
- 政策3　自立した生活を支える権利擁護の推進
- 政策4　災害時の対応の促進

第3部　部会・協議会・連絡会からの提言

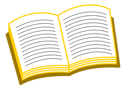

※提言集は本会ホームページ（http://www.knsyk.jp）に掲載

本年度の重点提言は、昨年に同じく、「地域差・制度の狭間のないセーフティネットの構築」「身近な地域のネットワークによる地域福祉の推進」の2点としています。

「地域差・制度の狭間のないセーフティネットの構築」では、地方分権等による福祉サービスの地域格差の問題や、経済的困窮・社会的孤立に置かれた方など、さまざまな福祉課題・生活課題を抱えた方々への支援の仕組みづくり、分野を超えた横断的な連携の推進について整理しました。「身近な地域のネットワークによる地域福祉の推進」では、地域包括ケアシステムの構築や地域生活移行支援等の推進がいわれる中で、

本会会員(部会・協議会・連絡会)からの提言項目（抜粋表記）

※(新)は本年度新規の提言項目

経営者部会 訪問看護の充実／在宅介護(訪問介護)の充実／神奈川県の障害者福祉の役割／相談支援事業／一般企業等が社会貢献しやすい環境整備／(新)福祉・介護の分野の人材確保、**児童福祉施設協議会** 本県の社会的養護推進計画への反映、**母子生活支援施設協議会** 被虐待児受入加算の期間制限撤廃とＤＶ被害者受入加算の新設／複合的な福祉課題を有する人への支援力の強化／市から県への移管措置の協力体制整備と費用負担／施設の新築・増改築の建設補助基準の改定／生活困窮者・ＤＶ被害者等の重篤な世帯の自立支援に向けた母子生活支援施設の積極的活用／母子生活支援施設利用世帯に対する児童相談所・福祉事務所の積極的連携／児童の学力向上を図る機会の充実／強化型母子生活支援施設の創設、**保育協議会** (新)保育環境の充実／(新)子ども・子育てのための県保育行政の充実／(新)保育士の人材確保ならびに職員配置基準の増員／(新)保育所併設型の病児・病後児預かり施設の増設／(新)保育所と療育のさらなる交流等、**老人福祉施設協議会** 介護保険制度改正に伴う地域区分の考え方／(新)介護保険制度改正に伴う「地域区分の見直し」／(新)サービス評価構造に基づく補助金の仕組み、**障害福祉施設協議会** 施設入所支援事業所の職員体制の改善／人材確保・育成対策／(新)グループホームとケアホーム一元化、**社会就労センター協議会** 官公需の優先発注等／障害者総合支援法(施設外就労)／(新)障害者総合支援法(就労継続支援Ｂ型利用要件)、**福祉医療施設協議会** 無料低額診療事業の対象者の拡大、**更生福祉施設協議会** 神奈川県内での介護保険の取り決め【関連記事７面】／更生保護活動と福祉活動との連携推進／女性保護施設での支援が必要な人がスムーズに入所できる仕組みの構築／ホームレス施策の継続・充実／救護施設入所者の他法施策の利用、**地域生活施設協議会** 日常生活圏における地域福祉の推進／外国につながる市民への子育て支援システムの強化／知的障害者受診病院等の拡充、**介護老人保健施設協議会** 平成24年度介護報酬改定に伴う事業のあり方・地域包括ケアシステムにおける介護老人保健施設役割の明確化／「医療保険リハビリテーションから介護保険リハビリテーションへの円滑な移行」の具体策／(新)介護保険施設・居住系サービスにおけるケアマネジメント、**民生委員児童委員部会** (新)民生委員児童委員活動の適切な周知と役割の確認 、**保護司部会** 地域における更生保護活動と福祉活動の連携の推進、**市町村社協部会** 福祉推進のための市町村社協の基盤整備／市民後見人の養成・支援制度の充実／(新)災害時対応等を視野においた行政との連携・協働に関するルール化／(新)大学機関の地域貢献／(新)介護保険制度の見直し、**第２種正会員連絡会** 医療的ケア等体制強化事業の強力な推進／支援員の向上／行政機関で福祉にかかわる職員育成／町内会・自治会と連携した地域福祉活動の活性化／肢体不自由児者向けグループホームの整備／緊急時の通学支援体制構築／重度訪問介護にパーソナルアシスタンス制度を導入するための試行事業実施／県立小田原養護学校の分校を湯河原町に設置／(新)県立養護学校(特別支援学校)の建て替えの計画化／(新)「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業」の充実／(新)障害者等の県営(公営)住宅の利便性の向上／(新)法制度外の生活ニーズと神奈川県手をつなぐ育成会の取り組み／(新)重度障害者医療費助成制度の継続・「一部個人負担」「年齢制限」「所得制限」の３条件導入廃止／(新)「あんしんノート」について／(新)重症心身障害児(者)の生活・権利・福祉を守るために個々のケースの相談に乗り、問題解決を支援するネットワーク構築／災害時における障害者支援対策／(新)てんかんのある小・中学生の通学サポート・見守り／(新)重度障害者医療費助成制度の精神障害者保健福祉手帳２級までの拡大／(新)グループホーム・ケアホームへの援助強化／(新)てんかんのある人の運転をめぐる環境整備／精神障害者向けグループホーム・ケアホーム(住宅・生活の場)と通所施設(日中活動の場)の整備／(新)「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」の検証／(新)障害者の高齢および家族の高齢対策／(新)分かりやすい情報提供／(新)障害者の小規模事業所支援／(新)心の居場所(寄り添う福祉)／(新)自立支援給付と介護保険制度との適用関係等／(新)交付金化をめぐる市町村格差、グループホーム運営の維持・拡充等、**第３種正会員連絡会** 無料低額診療事業の対象者の拡大／(新)生活福祉資金貸付、生活保護支給の実態に合わせた運用見直し

政策提言委員会
委員長　篠原　正治
（本会会長・(福)横浜長寿会理事長）

連携・協働を広げ提言の実現を

本年度は、本会会員2,339団体の声を提言集としてまとめました。

今回の提言項目の中には、皆さまの日ごろの活動の中から見えている提言だけでなく、分野や領域を超えさまざまな課題に取り組む中で見えてきている提言も多く見られ、その専門性を生かすとともに社会的使命を果たすべく、積極的に取り組みを進められていることを、改めて認識させていただきました。

提言に挙げられている福祉課題・生活課題は、社会の変容により今後もさらに複雑多様化すると思われますが、その解決にあたっては、制度や施策の充実・発展はもとより、社会福祉関係者や住民・ボランティアなど、地域社会のあらゆる構成員が社会福祉の担い手として、それぞれの役割を果たし、相互に連携・協働する体制を整えていく必要があります。

福祉関係者の皆さま方には、提言の実現や課題の解決に向けて、それぞれの分野を超えて連携・協働を進めていただき、本県の地域福祉の推進に引き続きご支援、ご協力賜わりますようお願い申し上げます。

改めて、地区社協や民生委員児童委員、地域のボランティア、住民活動との具体的な連携が必要であること、そこに向けた地域福祉支援計画等の充実、企業・教育機関などにおける社会貢献活動等の推進、必要な職員配置等についてまとめています。

特に本年度は、より多くの方に提言の趣旨をご理解いただくために、重点提言について、本会会員による具体的な活動事例を紹介する「実践レポート」を加え、また各提言については、提言項目の背景にある状況や課題等を読み取ることのできる調査研究・統計資料等の「関連データ」を新たに掲載しているところです。

提言項目の背景にある生活課題の共有化を目指して

本会における提言活動の特徴は、行政に対する提言だけではなく、本会や本会会員が自ら課題解決に向けて取り組むべき内容や、取り組み状況等を記載することで、行政と共に積極的に取り組んでいく姿勢を示していることにあります。

今後も、会員をはじめとする皆さまと共に、共通の取り組み課題を深める場づくりと、福祉制度・施策についての提言に務めて参ります。

（企画調整・情報提供担当）

子どもに明るい未来を 心のたすきをつなごう―「第7回子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」開催

児童虐待防止運動の一貫である「第7回子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」が、本年度も10月27日(日)に開催されます。

このオレンジリボン運動は、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。オレンジリボンはそのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。厚労省でも毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め、全国各地の都市や地域において、オレンジリボンの啓蒙活動やイベントが実施されており、本県では平成19年より啓発活動を行ってきました。

オレンジリボンたすきリレーへの参加者も、回数を重ねるごとに、児童福祉関係者から学校教員や一般企業の方々等へと広がりを見せています。また、オレンジリボンをたすきに仕立て、駅伝形式でつないでいく中、県民の皆さんの声援をいただきながら、年々、子どもも虐待防止と子どもの笑顔を願う心の輪も広がってきました。

今回のオレンジリボンたすきリレーは「都心コース」「湘南コース」「鎌倉・三浦・横須賀コース」の3コースから、ゴール地点である山下公園（横浜市中区）を目指します。各コースの中継点の中には、さまざまな啓発キャンペーンなども企画されているほか、山下公園では、午前11時から賛同企業や団体などによるブース出展、ゴールセレモニーなどが催されます。

このたすきリレーがイベント当日だけの催しではなく、これを機にさまざまな場面で一人でも多くの人々の「こころ」につながれるよう、願って止みません。

（子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー実行委員会）

ゴール地点の山下公園に向かってたすきをつなぎます

詳しくはホームページ（http://www.orange-tasuki.org/）をご覧ください

あたたかい家庭を子どもたちに
～10月は「里親月間」です～

■里親制度とは、何らかの事情で家庭での養育が受けられなくなった子どもを里親の家庭で育てることによって、人との愛情や信頼関係を築き、子どもの育成を図る制度です。

■10月は「里親月間」です。それに合わせ神奈川県下の児童相談所では里親講座や相談会を行い、希望する方への里親制度の説明などを行っています。

※詳しくは、お近くの児童相談所にお問い合わせください

（企画調整・情報提供担当）

【里親講座 日程表】

日時	会場
11月2日（土）10時～12時	白十字会林間学校（茅ヶ崎市）
11月7日（木）10時～12時	エリザベス・サンダース・ホーム（大磯町）

※両日とも、締切日は10月28日（月）

【講座内容】
- ●里親制度を知ろう
- ●施設で生活している子どもたちについて知ろう
- ●里親さんから体験談を聞いてみよう

【問合せ・申込先】
神奈川県中央児童相談所 子ども支援課
☎0466-84-1600　FAX0466-84-2970

福祉のうごき

2013年8月30日～9月29日

Movement of welfare

●「ひとり親家庭」支援強化へ

厚労省は９月10日、離婚などで「ひとり親」となった家庭への支援を来年度から強化する方向性を明らかにした。「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯の就業状況はパート・アルバイトが47.4%。非正規職員の割合が高く、低所得であることが問題視されており、就業相談などを充実し世帯収入の安定を目指す。

●自殺未遂者のケアへの取り組み

９月13日、県は自殺未遂者が再び自殺を図らないよう、医療機関や保健所などの連携を強める方針を打ち出した。平成24年の県内の自殺者数は1,644人と４年ぶりに減少したが、自殺未遂経験がある人は再び自殺に至る傾向があり、昨年も自殺者数全体の約２割を占めた。

●空き家を利用した住まい支援

９月18日の社会保障審議会·介護保険部会で、厚労省は特別養護老人ホームへの入所を「要介護３」以上の高齢者に限定し、福祉施設に代わる住居として空き家を利用する方針を示した。「要介護２」以下の高齢者、住宅の確保が難しい低所得の高齢者に向けて、利用料負担に配慮した在宅支援の仕組みを整える。

●知的障害者への刑事弁護

横浜弁護士会では、捜査官から誘導されやすく、誤った自白の恐れがある知的障害者が逮捕されたとき、適切な弁護をするために、障害の特性などを学ぶ研修を受けた弁護士の名簿を作成し、10月から当番弁護士(※)や国選弁護人として派遣を開始する。

※逮捕により拘束された被疑者などが要請した場合に、弁護士会から弁護士を派遣する制度。初回無料。

共同募金運動にご協力を！

今年も10月1日から全国一斉に"赤い羽根"共同募金運動が始まります。終戦直後の昭和22年にスタートしたこの運動も67回目を迎えます。共同募金は、県民の皆さまの善意の輪をつなぎ、民間の地域福祉を支える資金です。

共同募金会では、より多くの事業を支援していくために、プロスポーツチームとの協働を推進しています。昨年に引き続き、プロサッカーチーム「川崎フロンターレ」「横浜F・マリノス」「湘南ベルマーレ」や、プロ野球「横浜DeNAベイスターズ」にご協力をいただくほか、今年は新たに、女子サッカーチーム「ノジマステラ神奈川」に応援していただくことになりました。

厳しい経済状況が続く中での募金活動ですが、県内の民間社会福祉施設・団体からは、今年の目標額12億2千万円を上回る資金要望が寄せられています。皆さまにもぜひご協力をお願いします。

☎045―312―6339（県共同募金会）

平成25年度寄付金配分計画

合計額：12億2,000万円

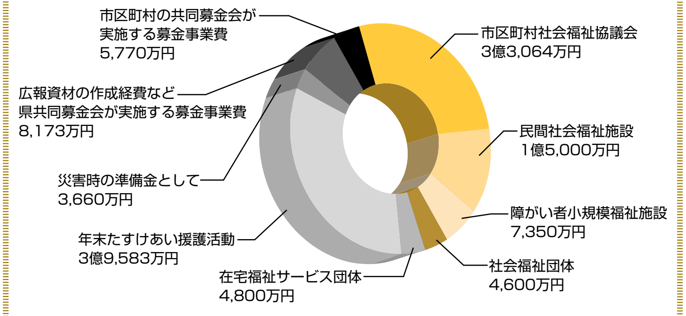

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。防犯カメラや新型AEDも取扱っております。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内 ☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人
神奈川県福祉研究会
福祉施設経営相談室 税務·会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045 - 412 - 2110)
同 辻村 祥造(☎045 - 311 - 5162)
同 西迫 一郎(☎046 - 221 - 1328)
同 林 雄一郎(☎0466 - 26 - 3351)
代表理事 八木 時雄(☎042 - 773 - 9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン·印刷·ホームページ制作
きかんし印刷 KKI
株式会社 神奈川機関紙印刷所
〒236－0004 横浜市金沢区福浦 2－1－12
営業部 TEL045(785)1700㈹ FAX045(784)6902
制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1598
http://www.kki.co.jp/

私のおすすめ

みんなでわいわい囲もう！　手軽に作れる行楽弁当

秋の行楽シーズン真っ盛り。学校の運動会をはじめ、ピクニックや行楽地へのおでかけなど、秋晴れのすがすがしい青空の下でお弁当を食べる機会が多い季節です。みんなでお弁当を囲むなら、日ごろのお弁当とはひと味違う行楽弁当を用意したいもの。そこで、今回はおでかけ前の慌ただしい時間でも30分以内に手軽に作れる楽ちんレシピを紹介しましょう。

簡単で大満足のサンドイッチ＆のり巻き

行楽弁当は、おでかけ先でつまめて食べやすいものがおすすめです。そこで、(N)ままとんきっずのスタッフで管理栄養士・料理研究家の林恵子さんに、子どもの年齢別に２つのお弁当レシピを教えてもらいました。どちらも子どもたちが喜ぶこと間違いなしです！

(園児・低学年向け) ブレッドバイキング弁当

パンに３種類のディップや野菜を自由に挟んで、召し上がれ♪

クリームチーズに砂糖を加え、好みのドライフルーツを混ぜたディップを挟むとスイーツサンドに

【作り方】４人前

①食パン・ロールパン・バケットなど、好みのパンに具材を挟むための切り込みを入れ、ジップ袋などに密封する。

②ディップを作る。

[えびチーズ]むきえび(80g)をボイルし、カッテージチーズ(100g)、鮭フレーク(大さじ１)と混ぜ合わせる。塩こしょう(適量)、マヨネーズ(大さじ２)を加え、密封容器に入れる。**[ツナバジル]**ツナ缶（大１缶)の汁を切り、ゆでて粗くつぶしたじゃがいも(２個)、市販のバジルソース(好みの量で）を混ぜ合わせる。味が少し濃いと感じるくらいに塩で味付けをする。**[トマトミート]**みじん切りにした玉ねぎ(1/2個)とにんじん(1/4本)、合挽肉(200g)を炒め、肉の色が変わってきたら、１～２cm幅に切ったウインナー（４～８本）を加える。ケチャップ(50cc)、ソース(大さじ２)で味付けをする。

③レタス、きゅうり、トマトなど、好みの野菜をそれぞれ挟みやすいように切り、密封容器に入れる。

(高学年以上向け) ガッツリ肉のり巻き弁当

焼き肉と野菜を巻いた太巻きはボリューム満点！見た目もきれいなので食が進みます。

ほかに〈いり卵・きゅうり・しいたけの甘煮〉〈ツナ・アボカド〉〈鶏ささみ肉・練り梅・大葉〉などののり巻きもおすすめ！

【作り方】４人前

①ご飯(１合)を少しかために炊き、温かいうちにすし酢(適量)を混ぜ合わせ、冷ます。

②にんじん(1/2本)、きゅうり(１本)を細めの千切りにする。

③牛か豚の小間切れ肉(200g)を炒め、焼き肉のたれ(大さじ４)で味付けをする。

④焼きのり(４枚)に①を広げ、焼き肉→にんじん→きゅうりと並べ、手前から少しずつ巻きすを押さえながら巻く。

⑤適当な厚さに切り分け、できあがり。

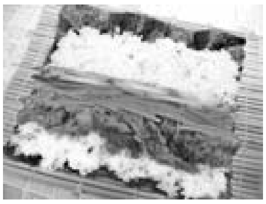

のり巻きをきれいに巻くコツは、のりの奥側３cmくらいはすし飯をのせず、のりしろとして空けておくこと。
のりがなじむまで、巻きすまたはラップで固定しておくと、切り分けるときに崩れにくい。
子どもと一緒に作るのも楽しい！

「ガッツリ肉のり巻き」ひとことアドバイス！

★すし飯にゴマを混ぜると風味がアップ
★にんじんやきゅうりを切るのが面倒なときは、スーパーの惣菜コーナーに売っているナムルを使ってもOK
★肉の脂は冷めると固まって食感が悪くなるので、脂が多い肉を使う時は一度茹でこぼしてから調理する

今月は ⇨ (N) ままとんきっず がお伝えします！

今年で子育て支援活動21年。お母さんたちが主体となって、親子が集うサロン運営、グループ保育、各種講座の開催、産後サポート、子育て支援センター運営などを展開。情報誌・単行本の発行物は40冊を超え、一部は海外でも翻訳出版。

最新刊『子育てしながら輝いて生きる―0～6歳　育児を楽しくするママたちの声―』も大好評。2010年の内閣府「チャイルド・ユースサポート章」を受賞。

＜連絡先＞川崎市多摩区菅稲田堤３-5-43
☎/FAX　044-945-8662
URL　http://www.mamaton.jpn.org/

福祉最前線
―現場レポート―

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

（福）恩賜財団神奈川県同胞援護会
救護施設　平塚ふじみ園
園長　　小野田　正幸

利用される皆さまの人としての尊厳と人権を重んじ、また社会人・生活者としての主体性を尊重し、質の高い支援サービスを実施し、より良い生活や人生の実現を支援し、地域社会との共生の推進に努める。

〈連絡先〉☎0463-55-1300　FAX0463-55-0993

救護施設の現状と課題

救護施設は、身体または精神の障害や、何らかの生活上の問題のため日常生活を営むことが困難な方が入所し、生活保護法により健康で安心して生活するための施設です。本県には５施設あり、当園は神奈川県域（横浜市・川崎市を除く）で唯一の救護施設です。平成25年３月の当施設の利用者数は188人で、そのうち約54%が60歳以上の方です。特に精神障害の方が約78%、身体障害の方が約19%、知的障害の方が約11%（重複あり）。平均年齢は57.8歳で平均在園期間6.4年、65歳以上の方が25%、60歳から65歳の方が29%を占めます。

救護施設は、原則として18歳から64歳までの方を対象としており、18歳未満の方は児童福祉法、65歳以上の方は老人福祉法および介護保険制度での対応が本来であります。しかしながら65歳以上の利用者については、当園が平塚市に所在することを理由として、一部の市では介護保険の認定は平塚市で行うべきとし、生活保護を実施しながら介護保険は実施しないという現状があります。

本来であれば当該市が平塚市と話し合いながら介護保険を決定していくことが望ましいのですが、平塚市に財政負担をかけている実態があり、施設利用者の介護保険申請が滞る場面も少なくありません。

生活保護法は利用者の生活を守る最後のセーフティネットであり、他法優先の原則があります。18歳から64歳までの利用者を最優先しますので、65歳以上の方は介護保険法による援護が当然に優先されるべきです。しかしながら、利用者を保護し生活保護を実施しながらも、救護施設の所在する市で介護保険の認定を行うべきと主張する自治体もあります。救護施設利用者に必要な福祉サービスが提供されないことは、利用者の基本的人権を奪うものであり、とても許せるものではありません。

このような状況を少しでも打開するため、当園では65歳に近い利用者については各市で介護保険を行うことを前提とするよう、入所前段階から調整を図っています。最近はようやく各市での利用者の介護保険対応が徐々に進められるようになりました。今後関係各市とも連携しながら事態の進展に努力していきたいと考えております。

全社協 **保育所のための しせつの損害補償**

http://www.fukushihoken.co.jp
ふくしの保険　検索　保険料試算ができます

有利な補償と割安な保険料です
加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している認可保育所です。

プラン1 保育所業務のための補償
❶基本補償
オプション1 訪問・相談等サービス補償
❷個人情報漏えい対応補償
❸保育所の什器・備品損害補償

プラン1―①		補償額
賠償事故に対応	対人賠償（1名・1事故）	1億・7億円
	対物賠償（1事故）	1,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円
	うち 現金補償限度額（期間中）	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円
その他の各種費用等	初期対応費用（期間中）	500万円
	見舞費用（期間中）	10万円

年額保険料	
園児1～50人	17,300～22,700円
園児51～100人	23,900～29,300円
園児101人～150人	30,500～35,300円
加入例	
園児50人	保険料22,700円
園児100人	保険料29,300円

必要な補償を3つのプランでご用意しました

プラン2 保育所利用者のための補償
❷園児の傷害事故補償
地域子育て支援拠点事業等参加者傷害事故補償
❸園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン2―②	補償額（1口あたり）
死亡保険金	103万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の3～100%
入院保険金（1日あたり）	800円
手術保険金	8,000円・16,000円・32,000円
通院保険金（1日あたり）	500円

年間保険料	
1名/1口あたり	530円
加入例（1口加入）	
園児60人	31,800円
園児80人	42,400円
園児100人	53,000円

プラン3 保育所職員のための補償
❶保育所の労災上乗せ補償
❷保育所職員の傷害事故補償
❸保育所職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。
●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。

団体契約者　社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**
〈引受幹事保険会社〉　株式会社 損害保険ジャパン

取扱代理店　株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667　FAX:03(3581)4763

〈SJ12-11734 2013.2.6 作成〉

若者たちの暮らしと「社会的孤立」

連載では、子どもの貧困や中間的就労、住まいの確保、社会的排除のリスクの大きい依存症の課題など、生活困窮者支援をめぐる国の整理を参考にしながら、地域支援の視点を探ってきました。これまで紹介した本県の取り組みから、経済的貧困にとどまらない問題や、家族や地域との関係の中で生み出される生活困窮の課題が見えてきています。そこで、連載後半では、生活困窮と密接にかかわる「社会的孤立」に注目し、若者や高齢者、障害のある方など対象者像ごとに、どのような孤立の現実があるのか、県内の福祉実践をもとに追っていきます。

第1回目の今回は、自立援助ホーム「湘南つばさの家」の前川礼彦ホーム長にお話を伺い、社会的養護から巣立つ若者支援の視点を出発点に、若者の「社会的孤立」について考えます。

若年層に広がる「社会的孤立」

社会構造の変容は、高齢者のみならずさまざまな世代に「社会的孤立」の問題を生み出しています。

20～30代の若年層の「社会的孤立」ついては、以前からニートやひきこもりといった課題が取り上げられているところですが、昨今の厳しい雇用情勢による就労機会の喪失は、若者の経済的な自立をさらに難しくし、地域社会の中に、居場所やつながりを持ちづらい状況に陥る若者を増やしています。

また、そうした社会の状況は、若者の背景にある親世代や家庭環境にあっても同じで、生活困難から生じる養育上のさまざまな問題が、若者たちの「生きづらさ」となって蓄積され、社会に出ていくときの困難の要因となっていることも少なくありません。

社会的自立を強いられる若者たち

今回、お話を伺った前川さんがホーム長を務める「自立援助ホーム」は、児童養護施設などを退所後に就労自立を目指す若者や、家庭で生活できず、中学卒業後または高校中退や高校卒業後に就労自立を目指す若者たちを支援する、児童福祉法上の事業です。

自立援助ホーム「湘南つばさの家」（茅ヶ崎市）は、平成18年12月に、賛同者・協力者の支援のもとで開設されました。定員6名のホームでは、15～20歳未満の青少年（男子）が、月額3万円の生活費を負担しながら、1～2年程度を目安に入居し、それぞれ自立を目指します。

「家族や頼る人もいない寂しさと葛藤する若者や、社会の中で挫折を繰り返し、孤立し、自死を選んだ若者たちとの出会いがあった。10代後半の若者が社会とつながり、収入を得ていくことは並大抵のことではない」

200人を超える若者たちと出会い、生活を共にしてきた前川さんは振り返ります。

事例　私には、失敗は許されない

Aさんは、幼少期に親から虐待を受け、児童養護施設で育ちました。人と話すことが苦手で、「高校で同級生と上手くやっていきたいけれど、どうしていいか分からない。話し掛けて迷惑がられたらどうしよう」「周りの視線が何だか気になってしまう」など、職員に打ち明けることも多々ありました。

高校卒業を控え、Aさんは就職面接を受けるものの、なかなか採用につながりません。児童相談所のケースワーカーや施設職員に相談し、自立援助ホームを利用しながら、改めて就職活動を進めていくことに決めました。そして入居から1年半、時間はかかりましたが、Aさんは就職先と新たな住まいを見つけることができました。

自立援助ホームを退所し、一人暮らしのアパートへと生活の場を移したAさん。職場では黙々と仕事をこなし、勤務態度は極めて真面目です。それでも「臨時採用で入った職場だから」という気持ちもあってか、Aさんはな

かなか同僚の輪に入っていくことができず、どこか居心地の悪い思いがしていました。仕事が終わるとアパートにまっすぐ帰り、一人で夕食をすませるものの、次の日の仕事のことを考え始めると眠れません。

「私にはもう帰る場所はない。頼れる家族もいない。だから失敗は許されない。ここで何とか生きていかなくては」

行き場のない思いが心の孤立を深めていく

事例のAさんの暮らしは、前川さんにはどのように映ったのでしょうか。

「生まれて初めてのアパート暮らしへの不安感、一人きりで暮らす孤独感、10代から親元を頼れず、失敗したら後がないという切迫感。それは暗闇の断崖絶壁を歩かされているようなものかもしれません。

自立援助ホームを巣立っていく若者たちを見ていると、虐待など心身共に深く傷ついた経験や、家庭の事情から親と離ればなれで暮らさなくてはならなかった時間が、周囲からの疎外感や自己否定感を強め、彼らを生きづらくさせているように感じます。

社会的養護の場合、18歳を超えると児童相談所のかかわりが途絶え、福祉施設職員との関係も、退所後は次第に薄れていきます。簡単には癒えることのない苦しみを内に抱えながら、なかば社会へと放り出された若者たちは、一人で何とか社会にしがみつき、必死に生きていこうとしているのです。

18歳以降、青年期を迎えた彼らは公的支援の仕組みから大きく遠ざかります。若者たちが押しとどめている思いに周囲が気づかなければ、彼らも出口のない思いから抜け出せません。私たちの仕事は、そんな彼らの心の孤独に気づき、『あなたのことを忘れていないよ』という根源的なメッセージを伝え続けること。社会との橋渡し役となり、彼らの目指す自立を支えることだと思っています。

これは、社会的養護に限らない、生きづらさを抱える若者への支援に共通する視点ではないでしょうか」

20年にわたり、青年たちと生活を共にしてきた前川さん。自立援助ホームを退所した若者たちと、今もつながりを持ち続けています

◆ (福)白十字会林間学校
自立援助ホーム「湘南つばさの家」
☎/FAX 0467-58-6260
URL http://www.shonan-tsubasa.com/

潜在化する若者たちの生活課題

若者を取り巻く社会情勢をみると、急速な人口減少、長引く厳しい雇用情勢などがあるにもかかわらず、依然として、就労による社会的自立が強く求められています。生き方の選択肢が広がり、個々の暮らしが多様化する一方で、公的支援の狭間に置かれている若者たちの生活課題は、とても見えづらくなっているのかもしれません。

「特に社会的養護のもとで育った若者たちは、自分に自信がなく、漠然と生きることへの不安感を抱えている場合があり、対人関係の保ちづらさからも孤立に陥りやすい。アパート等に住まいを移した彼らとの継続的なつながりや、訪問等による地域生活支援の仕組みがなければ、いつの間にか社会から孤立してしまう」と前川さん。そうした社会的養護を受けた若者たちへの支援さえ整っていない現状と、新たな公的支援の仕組みづくりの必要性を強く語ります。

そして、今回紹介したような支援につながっている若者以外にも、同様の生きづらさを抱えながら、人知れず地域に暮らす若者たちの存在、制度の狭間に置かれた若者たちの深刻な生活課題について警鐘を鳴らします。

「社会全体を変えていくことに時間が掛かったとしても、自分には帰る港があると思えるような、少しの勇気と元気が湧きだすような心の拠り所を社会の中につくっていく必要がある。若者たちが新たな一歩踏み出そうとしたとき、『大丈夫、見ているよ』と勇気づけてくれる大人の姿を思い浮かべられるか。『元気でやっているか？最近どうだ？』と声を掛けてくれる人が周りにいるだろうか」

18歳以降の青年期を支える仕組みづくりと、若者を見守り・支える地域づくり向けた課題が投げ掛けられています。

(企画調整・情報提供担当)

平成25年度事業評価（平成24年度実施事業）外部評価の公表

平成24年度に実施した96事業の自己評価を行い、そのうち14事業に対して事業外部評価委員会による外部評価を実施しました。

この意見を踏まえながら、今後、事業の改善に取り組んでいきます。

（区分　A：拡大・充実、B：継続、C：縮小・統合、D：終了）

事業名・主な内容	区分	評価コメント　※関連事業をまとめて評価
1．セルフヘルプ・グループ活動支援事業 セルフヘルプ相談室・セルフヘルプ活動コーナーの運営、セルフヘルプ相談室等利用グループ交流会、セルフヘルプ活動支援者会議、ホームページによる情報提供等	B	地域社会の課題の多様化とあわせ、セルフヘルプ・グループの対象も幅広く、その活動は重要である。地域福祉を推進する県社会福祉協議会が支援に取り組む意義を強く感じる。活動拠点の確保はグループ存続にかかわるものであり、セルフヘルプ・グループの意義について、引き続き関係各所への理解普及に取り組んでほしい。また、県社会福祉協議会の人員体制が厳しい中、さまざまな関係者と連携・協働し、潜在的な福祉課題の共有化や身近な地域でのグループ支援など、県域や地域を意識しながら事業展開に努めてほしい。
2．市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画等への個別支援 市町村社協への個別支援、市町村社協の現況および実践事例等の調査と報告、地域福祉コミュニティ構築支援助成金の助成（3社協）および助言・支援等 **3．市町村社協部会等各協議の場による地域福祉の推進** 各種会議、市町村社協組織強化プロジェクト、ブロック別連絡協議会との連携・協働による研究協議等の支援、階層別・課題別研修等の実施	B	市町村社協部会等各協議の場において、市町村社協の取り組みに必要な情報提供を行い、情報共有を進めてもらいたい。その上で、取り組みが進みにくい地域へのバックアップや、先駆的な取り組みをモデル的に進めるなど、判断基準を常に見直しながら、事業展開に工夫をこらし、メリハリのついた個別支援に取り組んでほしい。また、コミュニティワーク検討会でまとめられた「地域診断」を通じて、市町村社協が、有効な社会資源との関わりを深め、ネットワークを意識した活動へと展開することを期待したい。市町村社協の具体的な活動に反映されるよう普及啓発に努めてほしい。
4．民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに向けた取り組み 民生委員児童委員部会におけるあり方検討、「民生委員児童委員が活動しやすい環境づくり」報告の作成	B	民生委員児童委員の負担感の軽減のあり方や、地域福祉推進における民生委員児童委員の役割の確認等について検討し、報告書をまとめたことについて評価したい。民生委員児童委員は、住民の身近な相談相手として、生活課題が多様化する地域社会において大きな役割を果たしているが、援助に必要な個人情報が得られにくいなどの課題があり、その役割について、より一層理解の進むことが望まれる。民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりに向けて引き続き取り組んでほしい。
5．成年後見制度相談事業 後見相談、顧問弁護士による助言、市町村支援事業３圏域事例検討会、親族後見人のための講習会と相談会の開催等 **6．市町村社会福祉協議会等の法人後見支援事業** 法人後見実施社協連絡会、法人後見立ち上げ社協連絡会、法人後見事業立ち上げ支援事業、法人後見担当者養成研修、法人後見受任団体連絡会等の実施 **7．市民後見制度普及支援事業** 権利擁護・成年後見講演会の開催、市民後見人養成のあり方検討、市民後見人養成講座（基礎研修）等の開催	B	認知症高齢者や知的障害者等が増加しており、成年後見制度に対する社会的な期待は大きいが、制度を担う人の数は十分に足りていない状況にある。法人後見については、社会福祉協議会以外の社会福祉法人が担い手となることを視野に入れた議論を進めてもらいたい。また、市民後見については、養成だけでなく、その後のバックアップ体制作りに努めるほか、質の向上に向けた取り組みを進めてほしい。本人の権利擁護を目的に、成年後見制度等が活用される環境作りを、関係者と協議しながら取り組んでほしい。
8．経営者部会法人あり方検討委員会 社会福祉法人に関する委員会、生活困難者支援事業委員会・作業部会、医療体制等実態調査の実施、「かながわライフサポート事業」創設準備	B	地域社会における多様な福祉ニーズに対して、社会福祉法人は制度の枠にとらわれない様々な活動に取り組んできた。新しく取り組んだ「かながわライフサポート事業」は、こうした取り組みの原点を確認する事業であり評価できるが、引き続き事業の意義を社会福祉法人に伝えてほしい。社会福祉法人のあり方については、その時代に応じて常に議論が求められるものであり、経営者部会等関係者と連携して引き続き取り組んでほしい。
9．無料職業紹介事業の実施 かながわ福祉人材センターの運営、キャリア支援専門員配置事業、福祉・介護の職場体験事業事業等 **10．しごとフェア等の実施** 福祉の職場就職相談会、就職ガイダンス、看護師就労促進セミナーの開催 **11．高校生等に向けた仕事理解の促進** 「福祉の仕事を知る」事業（懇談会、福祉の仕事を知ってもらおうプロジェクト会議）の実施	B	福祉の仕事は、給与・労働条件は厳しいが、やりがいのある仕事である。福祉職場にとって職住接近は重要なことであり、しごとフェアの地域開催を通じて就職に結びつくことを期待したい。高校生等に向けた仕事理解の促進については、学校の福祉教育との連動も意識した事業展開に努めてほしい。福祉人材の確保は、職場内での職員育成を通じた離職防止との関連が強い。これらの事業を「職場内研修実施に向けた支援」と一体となって取り組んでいってほしい。
12．職場内研修実施に向けた支援 職場内研修担当者研修、職場研修支援事業の実施、福祉施設における自主的研修取り組みへの支援	A	職場内研修は専門性、技術の向上だけでなく、研修を通じた職場での人のつながりの形成、やりがいや生きがいを育む重要な取り組みである。福祉の職場で、OJTを基本とした福祉人材を育む仕組みができるよう、積極的に取り組んでほしい。また、担当職員だけでなく施設長や管理職を対象とした研修や、社会資源の連携につながるような近隣施設と協働した研修実施など、事業展開の工夫を大いに期待したい。
13．生活福祉資金貸付事業運営計画の策定とそれに基づく関係機関・団体等への調整 生活福祉資金貸付事業運営計画策定委員会・作業部会、同運営計画の策定	D	生活課題が多様化する中、社会福祉協議会として、生活福祉資金貸付事業に取り組む意義、役割について確認する中で、今後の方向性の指針である「生活福祉資金貸付事業運営計画」の策定を当面の事業目標に置き取り組んできたが、これを策定したことから終了としたい。なお、今後は、策定した運営計画を基に、事業を着実に取り組んでほしい。また、償還業務への苦労は多いと察するが、関係者と課題の共有を図りながら、利用者の生活環境の変化に柔軟に対応するなどプロセスを大事にした取り組みを特に期待したい。
14．課題の集約と提言などによる発信 政策提言委員会の開催、課題把握調査の実施、政策提言集の発行、国・全社協・県等への提言集の提出、全社協と協調した地域福祉推進委員会への協力	B	今日の福祉課題に対して、単に施策の要望に留めず、共通理解を持ちながら、福祉関係者がどのように取り組むのかを提言していくことは、多様な関係者が参加・協働する県社会福祉協議会の活動として意義あるものである。提言に対して関係者がどのように対応しているのか進捗状況の検証に努めながら、引き続き適切に取り組んでほしい。

（企画調整・情報提供担当）

information

役員会の動き

◇**理事会**＝９月11日（水）①正会員の入会申込み②評議員の選任③県社協会長顕彰者の審査④平成25年度県社協一般会計補正予算（案）

新会員紹介

【経営者部会】（福）陽だまりの会
【施設部会】特別養護老人ホームハピネス都筑

福祉の仕事を知る懇談会のご案内

福祉施設職員を講師に招き、福祉の仕事を目指したきっかけややりがい、業務の流れ、他業種からの転職体験等についてお話しします。

◇**日時**＝10月26日（土）、11月30日（土）、12月14日（土）いずれも午後１時～４時、12月13日（金）午後６時～８時
◇**会場**＝かながわ県民センター12階第２会議室
◇**対象**＝福祉の仕事に関心のある方
◇**定員**＝各回40名　※事前申込制
◇**問合先**＝本会かながわ福祉人材センター
☎045-312-4816　FAX045-313-4590
E-mail jinzai@knsyk.jp
URL http://www.knsyk.jp

第９回地域福祉推進を考えるセミナーのご案内

貧困問題がクローズアップされている中、生活保護世帯等を排除しない地域社会をつくっていくために、求められる支援について考えます。

◇**テーマ**＝貧困問題と地域社会
◇**日時**＝11月８日（金）午後１時～３時40分（午後０時30分受付開始）
◇**会場**＝県社会福祉会館２階講堂
◇**対象**＝社会福祉施設職員、民生委員児童委員、保護司、社協役職員、ボランティアほか関心のある方
◇**定員**＝200名　※事前申込制
◇**申込締切**＝11月５日（火）
◇**申込方法**＝所定の申込書をファクス
◇**問合先**＝本会社会福祉施設・団体担当
☎045-311-1424　FAX045-313-0737
E-mail sisetu@knsyk.jp
URL http://www.knsyk.jp

高次脳機能障害セミナー・小児編のご案内

高次脳機能障害のある子どもに対する障害理解や退院後の学校生活、地域生活を見据えたアプローチ・対応を紹介します。

◇**日時**＝11月９日（土）午前10時～午後４時30分（午前９時30分受付開始）
◇**会場**＝神奈川リハビリテーション病院２階研修室（厚木市）
◇**対象**＝「脳外傷等による後天性脳損傷児」を支援する医療・教育・福祉・行政関係者等
◇**定員**＝30名
◇**参加費**＝無料（資料代1,000円）
◇**申込方法**＝下記ホームページサイトの入力フォーム、または所定の申込書に記入の上、ファクス
URL http://www.chiiki-shien-hp.kanagawa-rehab.or.jp
◇**問合先**＝神奈川県総合リハビリテーションセンター 地域支援センター 高次脳機能障害支援室
☎046-249-2602　FAX046-249-2601

カナガワ・デフ・ウェイ2013のご案内

ろう者についての理解を広めるためのイベントとして、講演会や福祉機器紹介、手話ダンスや手話コーラスグループの発表等を行います。

◇**日時**＝11月10日（日）午前９時45分～午後４時10分
◇**会場**＝厚木市文化会館
◇**対象**＝関心のある方
◇**参加費**＝1,500円
※当日会場にお越しください
◇**問合先**＝（公社）神奈川県聴覚障害者協会
☎0466-26-5467　FAX0466-26-5454

保健衛生研修「みんなの支えで自殺を防ごう」のご案内

自殺防止と支援者役割を学ぶことを目的に、（N）自殺対策支援センターライフリンク代表の清水康之さんによる講演会を開催します。

◇**日時**＝12月４日（水）午後２時30分～４時30分
◇**会場**＝小田原合同庁舎３階３EF会議室
◇**対象**＝ケアマネジャー、民生委員児童委員、福祉関係機関職員等
◇**定員**＝100名　※事前申込制
◇**申込方法**＝電話、または所定の申込書に記入の上、ファクス
◇**申込締切**＝11月29日（金）
◇**問合先**＝県小田原保健福祉事務所企画調整課
☎0465-32-8000　FAX0465-32-8138

寄附金品ありがとうございました

【子ども福祉基金】結城純、佐藤和成
【ともしび基金】田中一美、寿恵弘湯、（福）恩賜財団済生会平塚病院、（有）よし乃湯、脇隆志　（合計 49,039円）
【寄附物品】ともしび製品展示コーナーOB会、県産業技術センター管理部管理課、神奈川県定年問題研究会
（いずれも順不同、敬称略）

－社会福祉施設の設計監理－
株式会社 安江設計研究所
東京都港区高輪２-19-17-808
Tel 03（3449）1771㈹／Fax 03（3449）1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL http://www.yasue-sekkei.co.jp/
新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・アスベスト調査等お気軽にご相談ください

●印刷の事ならおまかせください
パンフレット・冊子・伝票・名刺・ポスター・カタログ
お気軽にご相談ください！
株式会社 あんざい
横浜市港南区下永谷３-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail：anzai@p-anzai.jp

このまちで暮らす生活者の視点から地域に必要な福祉を考えていくために

地域交流室「みんなのサロンなつめ」（秦野市）

秦野市北地区は、山林や農地に囲まれた緑豊かな地域です。人口は約1万3千人。民間福祉施設が多くあり、北地区社協では「地域と施設で支え合う、元気の出る里づくり」を福祉目標としています。本年5月、この地区に、㈲常成福祉会による地域交流室「みんなのサロンなつめ」が開設されました。

立ち上げのきっかけは平成20年、「当事者支援推進事業」（県事業）にさかのぼります。ここでは、生活に困難を抱える方と家族の視点に立った地域支援のあり方について、当事者家族、福祉・法律専門職、社協や行政職員等が集まり、「地域支援ネットワークモデル」の整理を進めました。

同会では、その実践に向け、総合相談機能や在宅福祉サービス事業を併設した地域拠点「とかわサポートセンター」を開設。平成24年には「ライツはだのネットワーク委員会」を立ち上げ、多分野の専門職間・地域住民間・地域住民と専門職間のネットワークづくりを推進しています。

「支援を必要とする人が、地域とのつながりが少なかったとしても、限られた『誰か』とつながっているかもしれない。その『誰か』と専門職がつながるきっかけをつくることはできないだろうか」

これまでの実践を踏まえた課題の投げ掛けに、同会は社会福祉法人の社会貢献事業として、地域交流に焦点化した拠点開放型サロンを新設することとしました。

「開設から4カ月、地域活動グループからの問い合わせや『拠点を使って何かしてみたい』という声も聞こえるようになってきた。地域で生活する皆さんの想いがつながる場となるように、皆さんの力を借りながら一緒に考えていきたい」と担当職員の伊藤さん【表紙】。

地域に暮らす生活者の視点から必要な福祉のあり方を探る、社会福祉法人の挑戦は続きます。

（企画調整・情報提供担当）

①〜⑤住宅街の中、目印の看板が立つ５階建ての元社員寮。サロンはその１階にあり、２LDKの居室をリフォームした室内は広々として、気持ちの良い風が通ります。裏手には小さな公園スペースも！
⑥⑦８月に開催した「流しそうめん」イベントには、子どもから大人まで、たくさんの方たちが集まりにぎわいました

表紙の伊藤さん（右）と本間さんご夫婦。サロンの玄関には、お二人による手作りの紙細工が彩りを添えています

◆（福）常成福祉会
地域交流室「みんなのサロンなつめ」
秦野市戸川702 なつめヴィラ106号室
☎/FAX 0463-79-5032
URL http://www.jousei.or.jp/

医療・福祉界の健全発展に資することが私たちの使命です。

医療・福祉業界の皆様が抱える様々な問題の解決に向けて、経営コンサルティング・税務会計・会計監査などの専門サービスを総合的に提供できる体制を整備しております。

- ◆福祉経営・医業経営コンサルティング
- ◆福祉施設・医療機関への人事コンサルティング
- ◆福祉施設・医療機関に特化した税務会計・代行
- ◆福祉施設の第三者評価事業　など

福祉施設の皆様が地域のニーズに応え、時代や政策に適切に対応できるようご支援します。ご気軽にご相談下さい。

川原経営グループ
(株)川原経営総合センター／税理士法人川原経営

ISO9001 認証登録
（税理士法人川原経営）

東京都中央区銀座 8-11-11 TK 銀座８丁目ビル
TEL (03) 3572-3051　E-mail：info@kawahara-group.co.jp
URL：http://www.kawahara-group.co.jp/

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

【発行日】2013（平成25）年10月15日（毎月１回15日発行）　【編集発行人】鈴木和夫
【発行所】社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会　【印刷所】株式会社神奈川新聞社
〒221-0844　横浜市神奈川区沢渡４番地の２　☎045-311-1423　FAX045-312-6302　E-mail kikaku@knsyk.jp

ご意見・ご感想をお待ちしています！